

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

平成31年 4 月
総務省自治行政局

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

公布日:平成31年4月17日 施行予定日:平成31年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能。
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能。
- 氏が変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

住民票における旧氏記載の位置

<日本人住民に係る住民票の様式例>

住 民 票									
氏 名	明 大 昭 平	男	世 帯 主	続 柄	世 帯 員 第 ○	住 民 と な つ た 年 月 日	昭 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	筆 頭 者	前
	年 月 日 生								
住 所							異 動	昭 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
本 籍									

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置



山田	[佐藤]	花子
↑	↑	↑
氏	[旧氏]	名

住民票、個人番号カード等への旧氏記載に係る累次の閣議決定等について

平成28年の閣議決定等

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(H28.5.13男女共同参画会議)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

○女性活躍加速のための重点方針2016(H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。」

○世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

○ニッポン一億総活躍プラン(H28.6.2閣議決定)

「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

平成29年の閣議決定等

○女性活躍加速のための重点方針2017(H29.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。」

○未来投資戦略2017(H29.6.9閣議決定)

「…券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。」

○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(H29.5.30閣議決定)

「マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。」

平成30年の閣議決定等

○女性活躍加速のための重点方針2018(H30.6.12すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカード等に本人からの届出により旧姓を併記することが、平成31年11月を目途に可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。」

○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(H30.6.15閣議決定)

「マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正及びシステム改修等を引き続き行い、平成31年11月を目途に全国で開始。」

住民票、個人番号カード等への旧氏記載に係る広報・啓発について

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載に係る制度が多くの方々に認知され活用されるよう、広報・啓発活動を実施する。

広報のポイント

婚姻等で氏に変更があった場合に、希望する者の請求(戸籍謄抄本等を添付)により、従来、称してきた氏が個人番号カード等に記載される(市町村長が公証する)ことで、旧氏が、

- 契約など様々な場面で活用され、
- 就職や職場等における身分証明に資することができる

ものとなることを、多くの方々に認知され活用される必要があること。

総務省の主な取組(予定)

- 総務省ホームページ等で制度の概要を周知(4月)
- 関係省庁や地方公共団体向けの周知用広報データを作成・配信し、ホームページ・広報誌等への掲載を依頼(5月下旬)
- 市町村の住民基本台帳担当職員を対象とした全国説明会で周知・説明(5月下旬～7月上旬)
- 広報・啓発用ポスターの配布(7月以降)

ヒアリング項目： 旧姓の使用拡大

担当府省：総務省

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P92 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
女性活躍加速のための重点方針2018との関連	通し番号	202
	記載箇所	P27 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 3. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号	173
	記載箇所	P25 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (2) 旧姓の通称としての使用の拡大 ① マイナンバーカード等への旧姓併記の推進
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号	137
	記載箇所	P17 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (2) 旧姓の通称としての使用の拡大 ①
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

ヒアリング項目： 旧姓の使用拡大

担当府省：総務省

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P92 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
女性活躍加速のための重点方針2018との関連	通し番号	202
	記載箇所	P27 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 3. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号	173
	記載箇所	P25 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (2) 旧姓の通称としての使用の拡大 ① マイナンバーカード等への旧姓併記の推進
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号	137
	記載箇所	P17 Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 (2) 旧姓の通称としての使用の拡大 ①
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—